

国における 小さな拠点づくりの取組

内閣府地方創生推進室

＜本件に関する連絡先＞

内閣府地方創生推進室（問合せ担当窓口）

TEL：03-5510-2475

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略(2015 改訂版)」の全体像

長期ビジョン

中長期展望
(2060年を視野)

I.人口減少問題の克服
◎2060年に1億人程度の人口を維持

◆**人口減少の歯止め**
・国民の希望が実現した場合の出生率
(国民希望出生率)=1.8

◆**「東京一極集中」の是正**

II.成長力の確保

◎2050年代に実質GDP
成長率1.5~2%程度維持
(人口安定化、生産性向上が実現した場合)

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015 改訂版)(~2019年度)

基本目標(成果指標、2020年)

「しごと」と「ひと」の好循環作り

地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- ◆若者雇用創出数(地方)
2020年までの5年間で30万人
現状:5.9万人
- ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020年までに全ての世代と同水準
15~34歳の割合:92.7%(2014年)
全ての世代の割合:93.7%(2014年)
- ◆女性の就業率 2020年までに77%
:70.8%(2014年)

地方への新しいひとの流れをつくる

- 現状:東京圏年間10万人入超
- ◆地方・東京圏の転出入均等(2020年)
・地方→東京圏転入 6万人減
:1,732人増加(2014年)
- ・東京圏→地方転出 4万人増
:11,152人減少(2014年)

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考えられる人の割合40%以上
:19.4%(2013年度)
- ◆第1子出産前後の女性継続就業率55%
:38%(2010年)
- ◆結婚希望実績指標 80% :68%(2010年)
- ◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標95%
:93%(2010年)

好循環を支える、まちの活性化

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ◆立地適正化計画を作成する市町村数 150市町村
- ◆立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数 100市町村
- ◆市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 100市町村
- ◆公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合
(三大都市圏) 90.8% :90.5%(2014年度)
(地方中核都市圏) 81.7% :78.7%(2014年度)
(地方都市圏) 41.6% :38.6%(2014年度)
- ◆地域公共交通網形成計画の策定総数 100件
:60件(2015年11月末時点)

主な重要業績評価指標(KPI)

○農林水産業の成長産業化

- ・6次産業化市場10兆円 :4.7兆円(2013年度)
- ・農林水産物等輸出額 1兆円 :6,117億円(2014年)

○観光業を強化する地域における連携体制の構築

- ・訪日外国人旅行消費額4兆円 :2.0兆円(2014年)

○地域の中核企業、中核企業候補支援

- ・1,000社支援:平成27年度の施策を踏まえ検証
- ・雇用数8万人創出 :0.1万人(2014年度)

○地方移住の推進

- ・年間移住あっせん件数 11,000件
:約4,000件(2015年<11月末時点>)

○企業の地方拠点機能強化

- ・拠点強化件数7,500件増加 :808件※
- ・雇用者数4万人増加 :6,600人※

※地域再生計画(H27.10)に記載された目標値

○地方大学活性化

- ・自道府県大学進学者割合平均36%
:32.3%(2015年度)

○若い世代の経済的安定

- ・若者の就業率78%向上 :76.1%(2014年)

○妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

- ・支援ニーズ高い妊産婦への支援実施100%

○ワーク・ライフ・バランス実現

- ・男性の育児休業取得率13% :2.30%(2014年)

○「小さな拠点」の形成

- ・住民の活動組織(地域運営組織)形成数3,000団体 :1,656団体(2014年度)

○「連携中枢都市圏」の形成

- ・連携中枢都市圏の形成数 30圏域
:4圏域(2015年)

○既存ストックのマネジメント強化

- ・中古・リフォーム市場規模20兆円
:11兆円(2013年)

主な施策

①生産性の高い活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
・地域の技の国際化(ローカルイノベーション)、地域の魅力のブランド化(ローカルブランディング)、地域のしごとの高度化(ローカルサービスの生産性向上)

・地域企業の経営体制の改善・人材確保等、地域全体のマネジメント向上、ICT等の利活用による地域の活性化、地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組、総合的な支援体制の改善

②観光業を強化する地域における連携体制の構築

・日本版DMOを核とする観光地域・ブランドづくりの推進、多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり、観光消費拡大等のための受入環境整備

③農林水産業の成長産業化

・需要フロンティアの拡大・バリューチェーンの構築、農業生産現場の強化等、林業の成長産業化、漁業の持続的発展

④地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策

・若者人材等の還流及び育成・定着支援、「プロフェッショナル人材戦略拠点」の整備等、人材還流政策間の連携強化、新規就農・就業者支援、若者・高齢者・障害者が活躍できる社会の実現

①政府関係機関の地方移転

②企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

③地方移住の推進

・地方移住希望者への支援体制、地方居住の本格推進
・「生涯活躍のまち(日本版CCRC)」構想の推進
・「地域おこし協力隊」の拡充

④地方大学等の活性化

・地の拠点としての地方大学強化プラン、地元学生定着促進プラン、地域人材育成プラン

①少子化対策における「地域アプローチ」の推進

②若い世代の経済的安定

・若者・非正規雇用対策の推進、「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進

③出産・子育て支援

・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援、子ども子育て支援の更なる充実

④地域の実情に即した「働き方改革」の推進(仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現等)

・WLB推進、長時間労働の見直し、時間や場所にとらわれない働き方の普及・促進、地域における女性の活躍推進、地域の実情に即した「働き方改革」の実現

①まちづくり・地域連携

・まちづくりにおける地域連携の推進、都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進、ひとの流れと活気を生み出す地域空間の形成、まちづくりにおける官民連携の推進、人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

②「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

③東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

・東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護・少子化問題への対応、大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化

④住民が地域防災の担い手となる環境の確保

⑤ふるさとづくりの推進

Ⅲ. 今後の施策の方向

1. 政策の基本目標

（４）時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

（イ）「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

【施策の概要】

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって、①地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成、②地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立（地域運営組織の形成）、③地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保、④地域における仕事・収入の確保を図る必要がある。

また、これらの取組を進め、暮らしを守るためには、地域住民の活動・交流拠点の強化や、生活サービス機能の集約・確保、周辺との交通ネットワークの形成等により利便性の高い地域づくりを図ることが必要である。

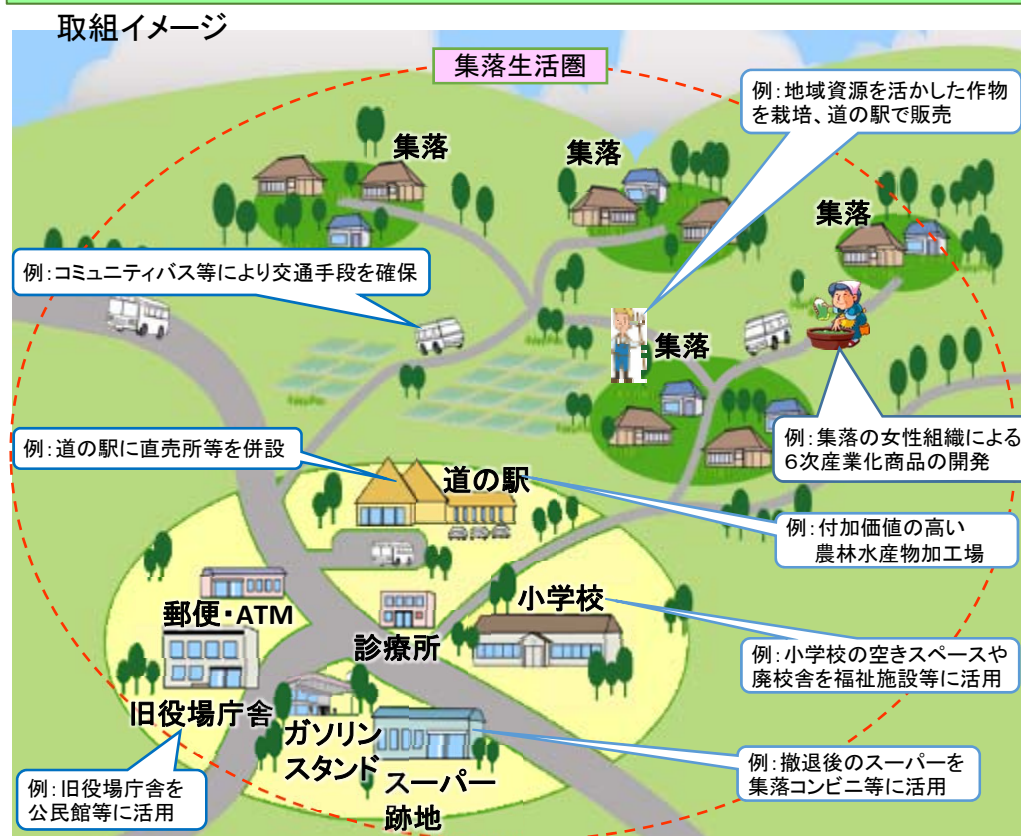
このため、地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくり（「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持））を推進する。

【主な重要業績評価指標】

- 小さな拠点（地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場）の形成数：1,000か所を目指す
- 住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：3,000団体を目指す。

「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

- ◎中山間地域等において、将来にわたり持続的に集落で暮らせるようにするため、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織(地域運営組織)の形成が必要。
- ◎必要な生活サービス提供の事業や域外からの収入確保の事業を将来にわたって継続できるような「小さな拠点」の形成(集落生活圏を維持するためのサービス集約化と周辺集落との交通ネットワーク化)が必要。【地域再生法改正H27.6成立】
- ◎このため、手引書の活用やフォーラムの開催、財政支援等を通じ、地域住民の合意形成、取組体制の確立や「小さな拠点」の形成に取り組む地方公共団体の動きを加速化。2020年までに小さな拠点を全国で1,000箇所、地域運営組織を全国で3,000団体形成する。



意識の喚起

- 地域住民による集落生活圏の将来ビジョン(地域デザイン)の策定
- ・ワークショップを通じて住民が主体的に参画・合意形成

体制の構築

- 地域住民が主体となった地域課題の解決に向けた多機能型の取組体制(地域運営組織)の形成
- ・地域デザインに基づき、住民や地場企業が役割分担を明らかにしながら、事業に取り組む体制を構築

生活サービスの維持・確保

- 日常生活に必要な機能・サービスの集約・確保、周辺集落との交通ネットワークの確保

地域における仕事・収入の確保

- 地域に合った多機能型のコミュニティビジネスの振興、地域経済の円滑な循環の促進

地域再生法の一部を改正する法律の概要：「小さな拠点（コンパクトビレッジ）」形成

まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)

- 中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要な生活サービス機能(医療・介護、福祉、教育、買物、公共交通、物流、燃料供給等)の提供に支障
- ➡ 生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」を形成

「小さな拠点」のイメージ



【本件に関する連絡先】
内閣府 地方創生推進室
(問い合わせ担当窓口)
TEL: 03-5510-2475
関連資料:
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kettei.html>

地域再生計画(地方公共団体作成、内閣総理大臣認定)において、地域住民と協議して、小さな拠点づくりの将来ビジョンを作成 【第5条第4項第5号、第6号】

I 複数の集落を含む生活圏(集落生活圏)の中に「地域再生拠点」を形成し、生活サービスを提供する施設を集約 **法律**

- 市町村が地域再生土地利用計画に、集約する施設を設定 【第17条の7】
 - ・生活サービス施設(診療所、保育所、公民館、商店、ガソリンスタンド等)
 - ・就業機会を創出する施設(地場産物の加工・販売所、観光案内所等)
- ➡ 届出・勧告・あっせんにより、施設の立地誘導 【第17条の8】
- ➡ 農地転用許可・開発許可の特例 【第17条の10、第17条の12】

II 優良農地の保全・利用を図り、基幹産業である農林水産業を振興 **法律**

- 市町村が、知事、農業関係者等と協議し、地域再生土地利用計画に、農用地等保全利用区域を設定 【第17条の7】
- ➡ 地域ブランド作物の栽培に係る助言等、必要な援助を実施
- ➡ 計画に即した農地利用を行わないおそれがある場合には勧告 【第17条の9】

III 集落と地域再生拠点を結ぶネットワークを確保 **法律**

- 市町村が、地域再生計画に、自家用有償旅客運送者が集落生活圏において行う事業を位置付け 【第5条第4項第6号】
- ➡ 自家用車を用いて地域住民を運送する際に少量の貨物も運送可能に 【第17条の13】
- 集落生活圏内外のネットワークとの連携(バスの乗継拠点の整備等) 【第17条の7】

IV 生活サービスを提供する担い手を確保 **法律**

- NPO法人、一般財団法人、株式会社等のほか、新たに社会福祉法人等の多様な主体が地域再生推進法人となることを可能に 【第19条】
- ➡ 地域再生戦略交付金の直接の支援対象に

小さな拠点形成のための財政的支援

- 各省予算事業を連携させて、総合的に財政支援
 - ➡ 地方版総合戦略に関する施策の実施を明確な政策目標の下で支援
(地方創生先行型交付金【26年度補正予算1700億円】)
 - ➡ 既存の補助金等の支援制度の“すき間”を埋めて効果を高める財政支援
(地域再生戦略交付金【26年度補正予算50億円、27年度予算70億円】)

小さな拠点に関する地域再生計画の事例①

中山間地域等において、生活サービスの集約と周辺集落との交通ネットワークの確保を図る「小さな拠点」の取組について、交付金等により支援。

①茨城県美浦村の計画



【目標…人口・生活利便性の維持】

○社会動態

△201人(H25)⇒△300人(H31)

※現状ではH31の数値は△360人

○買い物地元吸収率

20.6%(H25)⇒21.4%(H31)

Before 現時点の地域の課題

○村内に商業拠点がなく、村民の多くが土浦市やつくば市の大規模商業施設を利用。

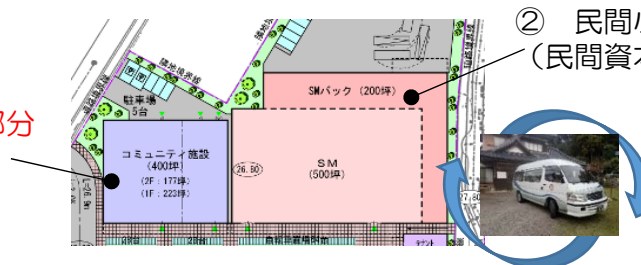
○人口動態については、龍ヶ崎市や牛久市など利便の高い近隣の地域への流出傾向が見られ、村民への意識調査においても、**買い物や生活環境の不便**が課題とされている。

After 計画に基づく事業成果—地域交流拠点の整備とアクセスの確保—

○多様な資本・事業により整備する買い物・生活利便施設を1か所に集約し、相乗効果を期待。

① 地域交流拠点の整備

- ・子育て支援機能（厚労省事業）
- ・農産物直売機能（農水省事業）
- ・高齢者交流機能・その他共用部分（内閣府事業）



② 民間小売施設の誘致・整備 (民間資本)

③ デマンドタクシーの 運行拡充 (村単独事業)

小さな拠点に関する地域再生計画の事例②

②岡山県新庄村の計画



<人口>
約950人

【目標…人口の維持、新規就業者増加】

- 新規就業者数
22人（H27－H31）
- 人口の社会増減
△2人（H26）⇒＋2人（H31）

Before 現時点の地域の課題

- 村内に高校や生鮮食品の販売所がなく、域内の雇用の形態も限定的であり、通学・通勤や買い物等、生活機能の多くを、バス（1日6便）で40分かかる真庭市に依存。
- 中心部に出雲街道の宿場町の歴史的町並みが残るが、人口減少に伴い空き家化が進行。

After 計画に基づく事業成果 —空家等を活用した村内の機能集約—

- 街道沿いの古商家を改修した共働施設や、村役場や既存の複合施設の近くに高齢者向け生活支援施設を整備するなど、村内の機能集約を推進する。

①テレワークのための共働施設整備
（内閣府事業）



③村内循環ワゴン
車両整備
（村単独事業）



② 高齢者向け生活支援施設整備
（内閣府事業）



④道の駅「メルヘンの里
新庄」における生鮮食
品の販売機能の追加
（村単独事業）

小さな拠点(コンパクトビレッジ)づくりの手引き

1 目的

「小さな拠点」に関し、その内容や進め方について、行政担当者や集落のリーダー・地域住民、支援団体等に理解していただき、「小さな拠点」の立上げや進める際の参考やヒントにしてもらう。

2 構成

1. はじめに
2. 小さな拠点づくりのポイント
 - ・ 地域住民による活動ステップ
 - ・ 地域住民の暮らしの拠点形成
3. 小さな拠点づくりの具体事例
4. 小さな拠点づくりのQ&A
5. 小さな拠点づくり関連施策の相談窓口



小さな拠点の取組状況(平成27年度)

[1]地方創生先行型交付金(当初)

小さな拠点分野 959事業 86億円(全体の6%)

[2]地方創生先行型交付金(上乗せ交付(タイプⅠ))

まちづくり分野の内、小さな拠点関係17事業 6億円(全体の2.5%) 3県13市町村

地方創生先行型交付金(上乗せ交付(タイプⅡ))

小さな拠点分野 203事業 8.6億円(全体の13%)

※ただし、[1][2](タイプⅡ)の中には中活、防災対策、ICT等小さな拠点と関わりの薄いものや他分野との重複も含まれている

上乗せ交付(タイプⅠ)

※下記の分野のいずれかに該当し、PDCA・KPI等適切な事業の仕組みを備え、他の地方公共団体の参考となる先駆性を有する事業を実施する場合

分野	交付対象事業数(件)			交付予定額(億円)		
		うち、 都道府県分	うち、 市区町村分		うち、 都道府県分	うち、 市区町村分
人材育成・移住分野	156	36	120	47	22	25
地域産業分野	104	30	74	40	24	16
農林水産分野	153	35	118	56	30	25
観光分野	188	39	149	69	25	44
まちづくり分野	108	13	95	25	6	19
合計	709	153	556	236	107	129

上乗せ交付(タイプⅠ)

※平成27年10月30日までに、適切なKPIの設定・検証や住民・産官学労言等との連携体制等の整備などの点を満たす地方版総合戦略を策定する場合

分野	交付対象事業数(件)			交付額(百万円)		
		うち都道 府県分	うち市区 町村分		うち都道 府県分	うち市区 町村分
移住促進	320	6	314	1,243	45	1,197
人材育成・確保	431	18	413	1,890	129	1,761
産業振興	369	11	358	1,618	87	1,531
観光振興	632	18	614	3,007	137	2,870
小さな拠点	203	2	201	860	20	840
少子化対策	395	5	390	1,627	28	1,599
総事業数・交付額	1,590	47	1,543	6,710	334	6,376

地方創生先行型交付金(上乗せ交付(タイプⅠ))の例①

山北駅北側小さな拠点づくり事業

神奈川県 やまきたまち 山北町

まちづくり・小さな拠点

交付金：6,100千円

事業の背景・概要

- 山北町では、平成10年には約1万4千人であった人口が、平成26年には約1万1千人へと大きく減少したこと等が影響し、スーパーなどの商業施設が山北駅前からなくなった結果、駅前周辺的生活利便性が低下し、更なる人口減少を招いている。
- 日常生活に使う商業施設の撤退に対応するため、町内企業・町民の100%出資による「山北まちづくりカンパニー」が、コンビニやカフェ等の機能を備えた小さな拠点を整備・運営する。この小さな拠点に、町の刊行物や特産物・観光情報の提供機能、公共交通機関の待合機能等を持つ交流スペースなどの公共的な機能を持たせるため、町がその計画・整備や維持管理運営などを支援する。
- 新たな店舗やサービスを導入することにより、山北駅前の利便性の向上と商店街の活性化を目指し、多くの若者が定住する魅力あるまちづくりを推進する。

先駆性に係る取組（官民協働、地域間連携、政策間連携）

【官民協働】

- 山北町は、駅前の公共用地の提供、交流スペースに置く町の刊行物や特産物・観光情報の提供、整備・運営費の助成等を行う。
- 運営主体となる山北まちづくりカンパニーは、民間のノウハウを活用し、小さな拠点の中心となる商業施設や交流スペースの整備・運営、町から提供された情報の発信、刊行物の配架等を行う。

【政策間連携】

- 小さな拠点の形成による生活利便性の向上を図るとともに、町外居住の方に山北町に一定期間滞在してもらうお試し移住を実施し、丹沢湖などの豊かな自然環境での生活を体験してもらうことにより、より多くの方に移住・定住してもらい、町の人口の増加を目指す。

重要業績評価指標（KPI）

- 拠点の利用者数
 コンビニ：9,000人/月、カフェ：1,000人/月
- 拠点利用者の満足度：7割
- ＜平成31年度＞
- 小さな拠点の年間利用者数：132,000人

今後の展開

- 山北まちづくりカンパニーは、商業施設からの収入を財源として自立し、町の活性化・発展を担うまちづくり総合支援会社として、将来的に、定住促進事業、高齢者買い物支援事業等にも事業を展開し、魅力あるまちづくりを推進する。

地方創生先行型交付金(上乗せ交付(タイプⅠ))の例②

道の駅「田切の里」 買い物弱者対策推進事業

いいじままち
長野県飯島町

まちづくり・小さな拠点

交付金：16,000千円

事業の背景・概要

- 飯島町田切地域は、町内で最も少子高齢化が進んでいる地域であり、近隣に生活必需品を確保する商業施設が全くなく、老人世帯や在宅独居老人が増加している中、食料品、生活必需品等の安定供給、買い物弱者対策や地域コミュニティの維持と地域の安全・安心の確保が急務となっている。
- 本事業では、平成28年7月開業予定の「道の駅 田切の里」を地域の拠点施設として位置付け、地域の発展と住民の全員参加を基本理念とする法人「株式会社 道の駅田切の里」が運営主体となり、高齢者の一人暮らし世帯に対する食料品、生活用品の宅配や給食、安否確認のシステム構築等を行い、買い物弱者の問題解決と地域の安全・安心の確保を図る。

重要業績評価指標（KPI）

- 宅配、給食、安否確認サービス意向確認件数：200件
- 安否確認サービス件数：200件
- ＜平成31年度＞
- 認知症サポーター養成数（累積）：930人
（平成26年：675人）
- 地域活動支援センターやすらぎ月間利用者数：78人
（平成26年：70人）
- グループホーム施設数：1か所（平成26年：0か所）

先駆性に係る取組（官民協働、地域間連携、政策間連携）

【官民協働】

- 飯島町は、高齢者を地域で支え合い、社会参加の機会を増やすことで、高齢社会にも対応出来るまちづくりを推進する。
- 「株式会社 道の駅田切の里」が運営主体となり、高齢一人暮らし世帯に対し、食料品、生活用品の宅配や給食、安否確認、高齢者交流サービス（食事提供を中心としたデイサービス事業、健康長寿教室）等を行う。
- 本事業の運営に当たり、上伊那農業協同組合とコンビニエンスストアが行う在宅サービスや上伊那医療生活協同組合が運営する「総合ケアセンターいいじま」の医療、福祉事業等のノウハウを活用し、各種サービスの向上や経営改善を目指す。

【政策間連携】

- 買い物弱者対策、地域コミュニティの維持、地域の安全・安心の確保、地域農業振興、高齢者交流サービス等が連携したワンストップの体制を整備する。

今後の展開

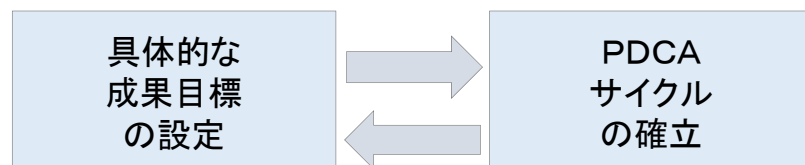
- 本事業の実施と運営は、地域住民の大半が出資して設立する「株式会社 道の駅田切の里」が行い、経済的な自立を目指す。

地方創生加速化交付金

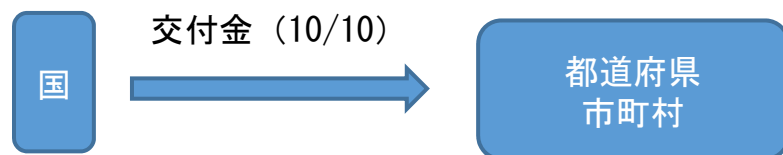
27年度補正予算計上額 1,000億円（新 規）

事業概要・目的

- 一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、「希望を生み出す強い経済」を実現するため、また、「子育て支援」や「安心につながる社会保障」も含め「新・三本の矢」の取組に貢献するため、地方創生加速化交付金を創設するもの。
- 地方版総合戦略に基づく各自治体の取組について、上乗せ交付金等での特徴的な事例も参考にしつつ、先駆性を高め、レベルアップの加速化を図る。
- KPIとPDCAサイクルを組み込んだ自治体の自主的・主体的な取組を支援。



資金の流れ



事業イメージ・具体例

【想定される支援対象】

- 地域のしごと創生に重点を置きつつ、一億総活躍社会実現に向けた緊急対策にも資する、効果の発現が高い事業を対象。
- しごと創生・・・ITを活用した中堅・中小企業の生産性向上や新事業促進、農林水産品の輸出拡大、観光振興（DMO）、対日投資促進 等
 - 人の流れ・・・生涯活躍のまち、地方創生人材の確保・育成、プロフェッショナル人材 等
 - 働き方改革・・・若者雇用対策、ワークライフバランスの実現 等
 - まちづくり・・・コンパクトシティ、**小さな拠点**、連携中枢都市 等

期待される効果

- 各自治体が地方版総合戦略の取組の先駆性を高め、レベルアップの加速化が図られることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など「目に見える地方創生」の実現に寄与。

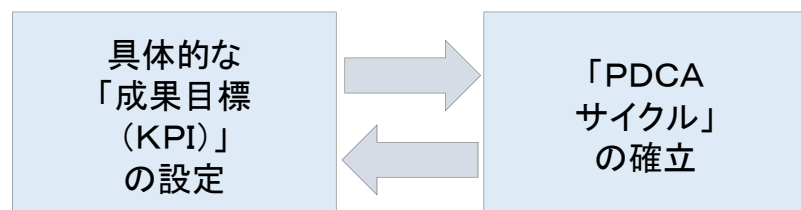
地方創生の深化のための新型交付金（地方創生推進交付金）（内閣府地方創生推進室）

28年度概算決定額 1,000億円【うち優先課題推進枠227億円】（新 規）
（事業費ベース 2,000億円）

事業概要・目的

○28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための新型交付金を創設

- ①自治体の自主的・主体的な取組で、先駆的なものを支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく交付金とし、安定的な制度・運用を確保



事業イメージ・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
例）ローカル・イノベーション、ローカルブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、**小さな拠点** 等

②既存事業の隘路を発見し、打開する取組

- ・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

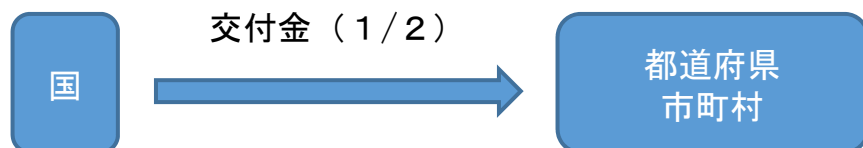
③先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

【手続き】

- 自治体は、対象事業に係る地域再生計画（複数年度の事業も可）を作成し、内閣総理大臣が認定

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる）

期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与

地方創生の深化のための新型交付金における先駆的な事業例

◆地域の技の国際化(ローカルイノベーション)

- ・明確な出口戦略の下、大学、研究機関、企業、金融機関等の連携を促進し、日本型イノベーション・エコシステムの形成や地域中核企業等への支援等が出来るためのネットワーク形成等を通じて、IoTを活用した新たなイノベーションの創出をはじめ、地域の「稼ぐ力」を引き出す取組を行う。

◆地域の魅力のブランド化(ローカルブランディング:日本版DMO・地域商社)

- ・地域の「稼ぐ力」向上のため、様々な連携を図りながら地域経済全体の活性化につながる観光戦略を実施する専門組織として日本版DMOを確立し、これを核とした観光地域づくりを行う。
- ・地場産品を戦略的に束ね、安定的な販路開拓・拡大に取り組む地域商社を核に、地場産品市場の拡大、地域経済の活性化を目指す。

◆地域のしごとの高度化(ローカルサービスの生産性向上等)

- ・地域経済を支えるサービス産業の生産性向上に向け、各業種に即した生産性改善の取組に加え、地域間、異業種間等を問わず、事業者等の様々な連携により新たなビジネスモデルを生み出し、ITの活用や対内直接投資も含めた生産性向上に資する戦略的投資を呼び込む取組などを促進する。

◆地方創生推進人材の育成・確保

- ・全国規模で行われる地方創生人材の育成・確保の取組(「地方創生カレッジ」を含む)と連動しながら、その地域独自の人材ニーズに基づき行われる人材育成・確保の取組を行うとともに、それを通じた地域の総合力の底上げを目指す。(他の分野の事業の中で併せて取り組む場合も含む。)

◆移住促進/生涯活躍のまち

- ・人材ニーズを踏まえた雇用創出・人材育成との連携や、地域コミュニティの活性化を伴う移住促進施策を実施する。
- ・特に、高齢者等が希望に応じて移住し、地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活が送れるよう、「生涯活躍のまち」構想の実現に向けた取組を進める。

◆地域ぐるみの働き方改革

- ・若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるため、地方公共団体だけでなく、地域の産業界や労働界、金融機関等の地域の関係者が「地域働き方改革会議(仮称)」の下に集い、地域ぐるみで働き方改革に取り組む。

◆広域的な取組による「小さな拠点」の形成・活性化

- ・地域住民を主体とした「小さな拠点」が連携して、広域的な取組を行うことにより、生活機能の確保に加え、地域資源の活用によるコミュニティビジネスの活性化や都市部との交流を図り、持続的な集落生活圏の維持・形成を図る。

◆都市のコンパクト化と公共交通ネットワークの形成等

- ・都市のコンパクト化や公共交通網の再構築、公共インフラや既存ストックの有効なマネジメントなどに資する取組を推進するとともに、これらの取組との連携による「稼げるまちづくり」を目指したまちの賑わいを創出する等戦略的な取組を進める。

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社への特例措置（概要）

地方公共団体が策定する地域再生計画に基づく所定の事業を行う株式会社に対し、個人が出資した場合、所得税の控除が受けられるようになります。（※H28年度から2年間）

小さな拠点の形成の取組の推進

地域住民等による株式会社の設立

【事業のイメージ】

① コミュニティビジネス（実施が必須）

域外からの持続的収入を確保し、地域の雇用を創出するための事業



- ・地元農産品の販売
- ・農家レストランの運営
- ・地域資源を活用したツアー 等

② 生活サービス等の提供（実施は任意）

拠点等におけるサービス提供や周辺集落との交通ネットワークの確保等

- ・日用品の販売
- ・ガソリンスタンドの運営
- ・コミュニティバスの運行 等

出資

【個人出資者】

（地域住民・地元出身者など）

出資額分（※）を総所得金額から控除することが可能

※ 正確には出資額（1,000万円限度）と総所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社と税制特例のイメージ

背景

- ・地方都市の中心市街地から30km離れた中山間地域(都市計画区域外)
- ・人口減少の進行:800人(1975年)⇒500人(2010年)
- ・学校、JAの店舗・ガソリンスタンドが閉鎖し、生活サービスが低下

株式会社の設立

株式会社・・・常時雇用者数:2名(+代表取締役1名)
出資額:150名1000万円(1万円～30万円/1人)
売上額:約1億円 利益:数万円～数十万円の赤字

＜事業内容＞ ※対象事業の詳細については検討中

- ・住民の生活サービス等の維持(生活必需品の販売、給油所の運営)
- ・地域資源を活用した事業(地域産品の米を市内外(学校・病院・通信販売等)へ販路拡大)

必需品販売店舗



地域産品の活用



150戸が1000万円を出資

出資額を総所得金額から控除することが可能

【個人出資者】(地域住民・地元出身者など)

税制特例等のイメージ

(※収入額の半分が課税所得、出資額-2,000円を所得控除と仮定。)

- | | | | |
|--------|--------------------|---|------------------|
| ＜ケース1＞ | 収入300万円の個人が5万円出資 | ⇒ | 所得税: 約 2,400円の還付 |
| ＜ケース2＞ | 収入500万円の個人が10万円出資 | ⇒ | 所得税: 約 1万円の還付 |
| ＜ケース3＞ | 収入1000万円の個人が30万円出資 | ⇒ | 所得税: 約 6万円の還付 |

(※この他、事業における各種優待や、将来株式会社が利益を得た際の株主配当などの権利も適宜設定可能)